

平成 29 年度

**第 3 期日野市食育推進計画
評価検証結果報告書**

日野市食育推進会議

平成 30 年 7 月

目 次

1. 平成 29 年度第 3 期日野市食育推進計画の評価検証結果について…………… 1
2. 第 3 期食育推進計画評価検証コメント…………… 2

資料

- 平成 29 年度日野市食育推進計画 庁内評価結果について…………… 5
- 日野市みんなですすめる食育条例…………… 8
- 日野市食育推進会議の概要…………… 13

1. 第3期日野市食育推進計画の評価結果について

日野市食育推進会議（以下「推進会議」という。）は、日野市みんなですすめる食育条例第14条第2項に基づき、平成29年度第3期日野市食育推進計画の評価について審議を行った。その結果を下記のとおり報告する。

平成29年度第3期日野市食育推進計画の評価結果は、「概ね推進」と結論づけるものである。

※評価基準は4ページ参照

食育推進計画の評価方法については、第3期から評価方法を変更し、はじめに庁内の関連事業を担当する課において、事業を行うことで第3期日野市食育推進計画の4つの基本目標が達成できたかという視点で評価を行った。その後担当課の評価を庁内食育推進部会にかけ、庁内評価をまとめ、推進会議に報告した。推進会議では、庁内評価のみならず、日野市全体でどのくらい計画が推進されたかという視点で計画全体の評価検証を、数値ではなくコメントという形式で実施した。

庁内食育推進部会の評価は別添のとおりで、基本目標1と3についての達成状況は「推進」、基本目標2と4については「概ね推進」として、計画全体の達成状況は「概ね推進」とした。平成29年度においても乳幼児や子ども達への食育の取り組みが推進されていることは中長期的視点において目的の達成に有効であると考え評価できるとされた。また第3期の食育の推進は全体的に質・量ともに充実して実施されていることが評価される一方、明確な目標設定と実績の提示が表現できていない部分があるため、次年度以降は評価の記載方法を見直す必要があることを指摘された。

推進会議では、上記庁内評価の受理と、第3期の食育推進計画について評価検証を行った。平成29年度の新たな取り組みとして、食育の取り組み状況を担当課にヒアリングできたことが意義のあることだったと評価された。また事務局（健康課）は食育についての広報活動、啓発活動の中心となるので連携会議や庁内食育推進部会を継続し、まずは庁内の活動に力をいれていくことが必要であろうことが改めて確認された。

2. 平成 29 年度第 3 期日野市食育推進計画評価検証コメント

基本目標 1 食を通じた豊かな心の育成

- 母親の食事が次の世代に影響するということにスポットを当ててほしい。妊婦の栄養が偏っているのが現状であるが、妊娠以前の段階を私たちが食育で正しく導いていく手立てを見つける必要がある。子どもに指導をしても、大きくなると自分の好きなものだけを食べるようになるなどの問題も出てくるが、食べなければいけないというのは小さいうちに身につくものである。子どもの頃からの積み重ねが大切である。
- 学校給食の良さを PR することも必要だが、保育園、幼稚園などで学んで来た食育の基礎も引きついで欲しい。
- 教職員への食育の啓発は大切である。子ども達に対する日々の食育の実践が、教職員への食育につながっていると考える。
- 子どもたちが受け身にならず、食育を体験できる機会が必要である。
- 食育の基本は家庭であるため、子ども達だけでなく、子育て世代の食育を充実させる必要がある。

基本目標 2 健全な食生活の知識の習得と実践

- 高齢者について低栄養、誤嚥、ロコモティブシンドロームなど、食とかわる課題が多い。嚙んだり、飲み込むことが困難な高齢者に対し、食事に関する情報発信をすることは重要である。市主催のイベントや情報発信にこだわらず、地域包括支援センターやケアマネジャーから高齢者に対する情報発信をしてもらえる仕組み等を検討していくことが必要である。
- 健康づくり推進員の活動の中で、専門職によるワンポイントの講話やチラシの配布があると良い。意識を変えて行動を起こすことは難しいことだが、高齢になっても健康でいたいと思って参加している方が多いので、そのような場を活用できるとよい。
- 子どもの食育が充実していることが前提であるが、子どもを守り育てる大人に食の知識を持ってもらいたい。
- 食生活が乱れていることに、不自然さを感じないことが問題である。

基本目標3 食材などに向き合う意識の醸成

- ごみゼロ推進課の食品ロス削減の取り組みは、「いただきます」「ごちそうさま」「もったいない」という意識を育てるうえで食育に関係があると考える。
- ファーマーズセンターは交通の便が悪く利用しにくい面があるが、新しい東京南農業協同組合（JA）の直売所は立地の良い場所（万願寺）にあるので、JAと連携して地元農産物の情報提供やイベントなどが進められるとよい。
- 区画整理による農地の減少、農業者の高齢化などの課題はあるが、都市農業が盛んな日野市の地域特性を生かし、学校で生産者との交流がもっと行われるとよい。

基本目標4 食育を推進する仕組みの整備

- 市のホームページに見にくさを感じる。見たいものが簡単に見られないこと、更新がなされておらず情報が古いことがある。常に新しい情報の提供に心がける必要がある。
- 公民館や自治会など一般の市民が集まる場や、野菜の直売所などでも情報発信ができるとうい。
- 情報発信は、インターネットによる発信だけではない。特別な情報発信ではなくとも、各事業や講座等の取組、リーフレットの配布なども情報の発信につながっていることに、担当課が気づいていないように思える。今後はより一層、各課が連携して情報発信する必要がある。
- 若い世代に向けた情報発信をいかに進めていくかが課題である。

平成 29 年度評価検証について

- 特別項目検証を実施するにあたり、6 部 14 課から評価検証項目に回答を求めたことが意義のあることだった。事務局（健康課）は食育についての広報活動、啓発活動の中心であるので、年 2 回の各課の担当者による連携会議、年 1 回の課長級の会議を継続し、まずは庁内での活動に力を入れていくことが必要である。
- ヒアリングの事前調査の際、食育に関連している事業を実施しているにもかかわらず、全くやっていると回答している部署があった。食育の観点、見方を庁内各課に伝えていく必要がある。

<評価基準>

目標の推進状況	8 割以上は目標を達成できたもの・・・「推進」
	5 割以上は目標を達成できたもの・・・「概ね推進」
	目標の達成は 2,3 割にとどまっている・・・「現状維持」
	目標設定時とほとんど変わっていない・・・「停滞」
	目標達成への取組をしていない・・・「未実施」

資料

平成 29 年度日野市食育推進計画 庁内評価結果について

主管課および庁内食育推進部会において、平成 29 年度食育推進計画進捗状況評価を行いましたので、その結果を報告します。

<評価基準>

基本目標	第 3 期食育推進計画の基本目標を設定しています。 右にある目指すべき方向性の説明にある状況を実現していくことで、達成度を図るという整理にしています。
目指すべき方向性	第 3 期食育推進計画の「施策の方向性」を設定しています。
年度目標の推進状況	8 割以上は目標を達成できたもの・・・「推進」 5 割以上は目標を達成できたもの・・・「概ね推進」 目標の達成は 2,3 割にとどまっている・・・「現状維持」 目標設定時とほとんど変わっていない・・・「停滞」 目標達成への取組をしていない・・・「未実施」

<評価方法>

第 3 期食育推進計画の重点事業について、4つの基本目標に沿って、それぞれの評価基準の表に照らし合わせ、評価を行いました。

平成29年度 日野市食育推進計画 庁内食育推進部会 評価結果

基本目標の達成状況と意見

《基本目標1》食を通じた豊かな心の育成

達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- ・ 乳幼児期・学童期における食育の推進は、全てのライフステージへの食育の浸透につながることから、引き続き、しっかりと取り組んでいく必要がある。特に乳幼児については保護者の食育への理解が不可欠であることから、まずは保護者が離乳食に対する悩みを解消できるような、乳幼児の保護者を巻き込む取り組みが大切である。
- ・ 児童館で実施しているもちつき等の伝統行事は、地域のつながりや伝統文化の継承につながるとともに、皆で食べることやそこで生まれるコミュニケーションの楽しさを知る機会になっている。感染症の流行や衛生面に十分留意しながら、引き続き取り組むことが望まれる。

《基本目標2》健全な食生活の知識の習得と実践

達成状況「概ね推進（5割以上は目標を達成）」

- ・ 総体的には、様々なアプローチにより栄養バランスの取れた健全な食生活の知識の普及が図られている。経済面など様々な理由により社会や地域とのつながりが薄い家庭等個々には、情報が届きにくい部分があることにも配慮しつつ、引き続き、啓発等の取り組みを推進していく必要がある。

《基本目標3》食材などに向き合う意識の醸成

達成状況「推進（8割以上は目標を達成）」

- ・ 農地が減少するなか、日野産農作物の学校給食への活用については、関係者の努力により目標を達成しているが、あまり厳しい数値目標であれば、目標値を修正することも検討していく必要がある。
- ・ イベント等を通じて市民の意識啓発が行われている。ひのっ子シェフコンテストは小学生の食材に向き合い、食に関する興味を持つよい機会になっている。
- ・ 収穫体験等の様々な取り組みにより、収穫の喜びや食物への感謝の気持ちが醸成されていると感じる。栽培の体験を通じ、さらに「もったいない」という気持ちの醸成が少しずつ広がることに期待したい。

《基本目標4》食育を推進する仕組みの整備

達成状況「概ね推進（5割以上は目標を達成）」

- ・ 食育に関する情報の浸透には提供側の課題と、受け取り側の意識の問題もあり、一朝一夕に進むものではないと考える。その中で、少しずつであっても着実に目標に向かっていくと感じる。貧困家庭や高齢者の単身世帯、その他様々な事情を抱えた家庭も含め、広く食育を行き届かせるため、様々な団体等との連携の輪を広める必要がある。
- ・ 情報発信機会の創出や様々な事業が行われている。情報提供がどのくらい市民に届き、知識の習得に繋がっているのかの効果検証の方法を含めて、検討していく必要がある。

計画全体の達成状況と意見

達成状況「概ね推進（5割以上は目標を達成）」

《計画全体の達成状況について》

- 食は習慣性が強く、ある程度年齢が高くなってから変容行動を起こさせることは容易でない。平成29年度の取り組みにおいても、乳幼児親子や子ども達への取り組みが推進されていることは、「生涯にわたって健全な食生活を実践できるひのっ子・日野人を育む」ことにつながっている。成人や高齢者まで多世代に向けたアプローチの継続も大切だが、特に中長期的視点では、低年齢層やその保護者に重点を置くことは有効であり、この点からも今年度の目的の達成状況として評価できると考える。
- 年度目標の達成状況について大部分の目標で推進（8割以上は目標を達成）となっていることは評価したい。十分に取り組みが行われている施策については、新たな展開を考えるよりも、継続・維持できるような検討も必要である。

《評価検証について》

- 食育条例を制定している市として、第3期の食育の推進は、質・量ともかなり充実して実施できているが、目的や目標、成果と課題の抽出があいまいになっている。せっかく推進が図れているのに、明確な目標設定と実績の提示が表現できていないことが、計画推進の妨げにならないように、次年度以降評価記載方法を見直す必要がある。

日野市みんなですすめる食育条例

平成 21 年 3 月 31 日
条例第 6 号

目次
前文
第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
第 2 章 基本となる事項(第 4 条—第 13 条)
第 3 章 推進体制(第 14 条)
付則

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくるのが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります、家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、日野市(以下「市」といいます。)の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。
- (2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。
- (3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜(りんごなどの果物、卵を含みます。)をいいます。

(4) 食育計画 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 18 条第 1 項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。

(5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。

(6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。

(7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館(学童クラブを含みます。)をいいます。

(8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。

(9) 農業者 農業(畜産業を含みます。)を営む人をいいます。

(10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。

(11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

(基本理念)

第 3 条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

(1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。

(2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。

(3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。

(4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

第 2 章 基本となる事項

(市の責務)

第 4 条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。

3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。

4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率 25 パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

- 6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。
- 7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。
- 8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るように努めます。

- 2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。

- 2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。

- 2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法(昭和29年法律第160号)を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。
- 3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。
- 4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。

- 2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
- 3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。
- 4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。
- 5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

- 第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。
- 2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。
 - 3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
 - 4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。
 - 5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。
 - 6 児童館(学童クラブを除きます。)は、調理活動の体験から自分でづくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。
 - 7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

- 第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的に行わなければなりません。
- 2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

- 第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。
- 2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。
 - 3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。
 - 4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

(東京南農業協同組合の責務)

- 第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。
- 2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。
 - 3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

(食品関連事業者の責務)

第 13 条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

- 2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。
- 3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

第 3 章 推進体制

(日野市食育推進会議)

第 14 条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第 33 条第 1 項の規定により、日野市食育推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。
 - (1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。
 - (2) 食育計画の作成に関すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。
- 3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員 8 人以内で組織します。
 - (1) 公募市民 3 人以内
 - (2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。
- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。
- 8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。
- 9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。
- 10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。
- 11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 38 年条例第 13 号)の一部を次のように改正します。

日野市食育推進会議の概要

1 日野市食育推進会議委員名簿

任期 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

氏 名	委 員 種 別・(所 属)
青 木 寛 司	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表)
○ 揚 石 國 臣	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・株式会社ベル・ハート代表取締役)
鹿志村 紀美枝	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師)
後 藤 美 典	公募市民
◎ 白 尾 美 佳	食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子大学教授)
高 橋 安 枝	公募市民
吉 富 正 敏	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市社会福祉法人立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長)
渡 邊 真理子	公募市民

(氏名は 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

(所属は平成 30 年 1 月現在のもの)

任期 自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 32 年 3 月 31 日

氏 名	委 員 種 別・(所 属)
揚 石 國 臣	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市商工会代表・株式会社ベル・ハート代表取締役)
石 坂 昌 子	公募市民
○ 鹿志村 紀美枝	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市医師会代表・もぐさ園三沢台診療所医師)
後 藤 美 典	公募市民
小 林 利 佳	公募市民
◎ 白 尾 美 佳	食育に関する知識や経験を特に有する人 (学識者・実践女子大学教授)
旗 野 利 之	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市農業委員会代表)
吉 富 正 敏	食育に関する知識や経験を特に有する人 (日野市社会福祉法人立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長)

(氏名は 50 音順、敬称略。◎：会長、○：副会長)

(所属は平成 30 年 7 月現在のもの)

2 会議の経過（平成29年度食育推進計画評価検証会議）

開催回数 4回

開催回数	開催年月日	内容
平成29年度 第3回	平成29年10月16日	・第3期日野市食育推進計画の評価検証について （学校課、健康課のヒアリングによる平成29年度 評価検証）
平成29年度 第4回	平成30年1月30日	・第3期日野市食育推進計画の評価検証について
平成30年度 第1回	平成30年5月23日	・委嘱状の交付 ・第3期日野市食育推進計画の評価検証について
平成30年度 第2回	平成30年7月10日	・第3期（平成29年度）評価検証報告書の確認について ・第3期（平成30年度）の評価検証方法について ・中間評価アンケートについて